

呼値の単位の一部見直しに伴う「業務規程」の一部改正について

平成20年7月7日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所の立会市場において株券等の呼値を行う際には、当該株券等の1株の値段に応じて、当取引所の業務規程に定める値段（以下「呼値の単位」といいます。）をもって行うこととなっております。

近年の取引の高度化・多様化を背景として、細やかな値段での価格形成に対する需要が一段と高まってきていることを踏まえ、当取引所では、投資者の利便性向上を図る観点から、相対的に1値刻みの比率が大きい価格帯における呼値の単位の一部を縮小することとします。

これに伴い、業務規程の一部改正を行います。

2. 改正概要

株券等の呼値の単位の変更

株券等の呼値の単位について、1株の値段が100,000円を超え300,000円以下の場合には100円（現行は1,000円）に、1,000,000円を超え3,000,000円以下の場合には1,000円（現行は10,000円）に変更します。

（備考）

業務規程第14条第3項第1号

3. 施行日

平成20年7月22日から施行します。

以上